

岐阜県公報

令和七年十一月五日

(金曜日)

目 次

告 示

土壤汚染対策法に基づく措置を講ずる」とが必要な区域の指定

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

主要農作物の奨励品種に関する告示の一
部改正

道路の区域変更

公 示

落札者等に関する公示

県営土地改良事業の換地計画の決定

(税務課) 五二二
(農地整備課) 五二二

(同) 五一一
(農産園芸課) 五二二
(道路維持課) 五二二

(環境管理課) 五一一

岐阜県告示第五百三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を次のとおり指定する。

令和七年十一月五日

岐阜県知事 江崎禎英

告 示

一 要措置区域

多治見市笠原町字森下一六四七番一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置

地下水の水質の測定

岐阜県告示第五百四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和七年十一月五日

岐阜県知事 江崎禎英

一 形質変更時要届出区域

大垣市木戸町字飛野六六九番、六七〇番及び六七六番並びに西幡田一丁目一番川の

名一帯

- 一 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第11十九号）第四十七条の土壤汚染基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

岐阜県知事第五回印

土壤農作物の獎励品種に関する知事（平成三十一年岐阜県知事第1回十一号）の一部を
次のとおり改定する。令和八年四月一日起て適用する。

令和七年十一回印

岐阜県知事 江崎禎英

一〇表小麦の項中「タマーベル」を廃す。

岐阜県知事第五回印

道路法（昭和三十七年法律第四十八号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区間を
次のように変更したので知事印す。

なお、その關係圖面は、令和七年十一回印から一週間岐阜県土整備局道路維持課
及び岐阜県多治見土木事務所におこして一般の縦覧に供する。

令和七年十一回印

岐阜県知事 江崎禎英

県道	類の道種路	路線名	区間	区域別前後変更	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 可士 児線	土岐市東町久尻字元屋敷 九五一一番二地先から 同 市同町同 字水晶山 一四一五番一八地先まで	後	九・四~一・四	三三・五			
		前	九・八~一・四	三三・五			

一 形質変更時要届出区域

大垣市木戸町字飛野六六九番、六七〇番及び六七六番並びに西幡田一丁目一番川の

名一帯

- 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第11十九号）第四十七条の土壤汚染基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

岐阜県知事第五回印

土壤農作物の獎励品種に関する知事（平成三十一年岐阜県知事第1回十一号）の一部を
次のとおり改定する。令和八年四月一日起て適用する。

令和七年十一回印

岐阜県知事 江崎禎英

公 一六

換地者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
四回）第十一條の規定によつて、次のとおり換地者等について公示する。

令和七年十一回印

岐阜県知事 江崎禎英

1 調達役務の名称及び数量

- 税務システム関連機器等の販賣借、設置設定及び維持管理業務 一式
契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
入札公告を行った日 令和7年10月3日
落札者を決定した日 令和7年11月14日
落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦二丁目17番21号
株式会社NTTデータ東海
代表取締役 仙田 達也

6 落札金額 796,400,000円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係
(2) 所在地 岐阜市薮田南二丁目1番1号

黒加土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和三十四年法律第59号）第八十九条の二第一項の規定によつて、
県営土地改良事業ト野地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法
第八十七条第五項の規定によつて公示し、次のとおり換地計画書の印しを縦覧に供する。

令和七年十一回印

岐阜県知事 江崎禎英

一 縦覧期間

令和七年十一月五日から
令和八年一月九日まで

二 縦 覧 場 所

中津川市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業中野方地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同
法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

令和七年十二月五日

岐阜県知事 江崎禎英

一 縦 覧 期 間

令和七年十一月五日から

令和八年一月九日まで

二 縦 覧 場 所

恵那市役所

令和七年十二月五日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社